

原発事故による諸外国の食品等の輸入規制の撤廃・緩和

● 原発事故に伴い諸外国・地域において講じられた輸入規制は、政府一体となった働きかけの結果、撤廃・緩和される動き（規制を設けた54の国・地域のうち、28か国で輸入規制を撤廃、26の国・地域で輸入規制を継続）。

◇ 諸外国の食品等の輸入規制の状況（平成30年8月3日時点）

規制措置の内容／国・地域数			国・地域名	
事故後輸入 規制を措置 54	規制措置を完全撤廃した国	28	カナダ、ミャンマー、セルビア、チリ、メキシコ、ペルー、ギニア、ニュージーランド、コロンビア、マレーシア、エクアドル、ベトナム、イラク、豪州、タイ、ボリビア、インド、クウェート、ネパール、イラン、モーリシャス、カタール、ウクライナ、パキスタン、サウジアラビア、アルゼンチン、トルコ、ニューカレドニア	
	輸入規制を継続して措置	一部の都県を対象に輸入停止	6	韓国、中国、シンガポール、香港、マカオ、台湾
			2	（日本での出荷制限品目を停止）米国、フィリピン
		一部又は全ての都道府県を対象に検査証明書を要求	17	インドネシア、仏領ポリネシア、オマーン、バーレーン、エジプト、コンゴ民主共和国、モロッコ、ブラジル、EU※、EFTA（アイスランド、ノルウェー、スイス、リヒテンシュタイン）、ブルネイ、アラブ首長国連邦（UAE）、レバノン、ロシア ※EU加盟国（28か国）を1地域とカウント。
自国での検査強化	1	イスラエル		
26				

注1）規制措置の内容に応じて分類。規制措置の対象となる都道府県や品目は国・地域によって異なる。注2）タイ政府は規制措置を撤廃したが、一部の野生動物肉についてのみ検査証明書を要求。

◇ 最近の規制措置完全撤廃の例

撤廃された年月	国名
平成26年1月	豪州
平成27年5月	タイ ※一部の野生動物肉を除く
11月	ボリビア
平成28年2月	インド
5月	クウェート
8月	ネパール
12月	イラン
〃	モーリシャス
平成29年4月	カタール
〃	ウクライナ
10月	パキスタン
11月	サウジアラビア
12月	アルゼンチン
平成30年2月	トルコ
7月	ニューカレドニア

◇ 最近の輸入規制緩和の例

緩和された年月	国・地域名	緩和の主な内容
平成28年12月	UAE	検査証明書の対象地域の縮小（15都県の全ての食品・飼料→5県のみ）
平成29年3月	レバノン	全ての食品・飼料について検査報告書の添付で輸入可能に
4月	ロシア	青森県に所在する施設での水産物について、検査証明書の添付が不要に
9、11月	米国	・福島等5県産の牛乳・乳製品について、輸入時の（放射性物質に係る）安全性証明が不要に ・輸入停止（福島県等）→一部の品目の解除等
12月	EU※	検査証明書及び産地証明書の対象地域及び対象品目が縮小（福島県のコメ等を検査証明対象から除外等）
平成30年1月	トルコ	輸入時全ロット検査の対象品目が縮小（切り花、盆栽等を検査対象から除外）
3、6月	米国	輸入停止（栃木県産のクリ、福島県産キツネメバル、シロメバル及びスズキ）→解除
3月	ロシア	輸入停止（7県産の水産物）→岩手等6県産の水産物については停止措置を解除、福島県産の水産物については放射性物質検査証明書（セシウム、ストロンチウム）の添付を条件に停止措置を解除
5月	UAE	検査証明書の対象地域の縮小（5県の全ての食品・飼料→福島県）、産地証明書の添付不要
7月	シンガポール	全食品及び農産品について、輸入停止の対象地域の縮小（福島県10市町村→7市町村）
〃	香港	輸入停止（茨城県、栃木県、群馬県及び千葉県産の野菜、果物、牛乳、乳飲料及び粉乳）→検査証明書及び輸出事業者証明書の添付で輸入可能

※ スイス、ノルウェー、アイスランド、リヒテンシュタイン（EFTA加盟国）もEUに準拠した規制緩和を実施。